

平成 29 年 4 月 27 日付けで総務省に御質問いただいた項目に対する回答

平成 29 年 5 月 12 日  
総務省自治税務局市町村税課

平素よりお世話になっております。

標記につきまして、総務省に御質問いただいた項目のうち、2) (1)～(6)を以下のとおり回答いたします。

よろしくお願い申し上げます。

2) 特別徴収税額決定通知書への個人番号記載について。以下の質問に改めて明確な説明を求め  
る。

(1)文書回答で「(個人番号を)記載しないこと認められない」としているが認められない法的根拠はなにか。「認められない」ということは、記載しないと法令違反ということか  
地方税法第 43 条により、市区町村は、総務省令で定める様式（地方税法施行規則第 3 号様式）に準じて特別徴収税額通知を作成することとしており、同様式に定められた記載事項であるマイナンバーを記載しないことは認められない。

(2)すでに扶養控除等申告書で個人番号を収集しているにも関わらず、なぜ二重に市町村から通知しなければならないのか。

特別徴収税額通知にマイナンバーを記載することにより、特別徴収義務者及び市区町村間で正確なマイナンバーを共有することとなり、マイナンバー法が目的とする公平・公正な課税や事務の効率化につながることを期待される。

(3)郵送方法について、普通郵便での郵送を認めているが、そのためにマイナンバーが漏洩した場合の責任の所在。市区町村に責任があるとする場合、書留で送付するための補助金を自治体に出す考えはないか。

特別徴収に係る事務におけるマイナンバーの漏えい事案については、マイナンバーを利用する他の事務と同様、個別の事案ごとに適切に対処されるものと承知している。

なお、特別徴収税額通知の郵送については、補助を行うことは考えていない。

**(4)2016年11月25日の市町村税課からの通知で、安全管理措置が適切に講じられるよう送付先を事務取扱部署や担当者とするよう求めているが、事務取扱部署や担当者を把握していない場合はどのように送付するか。また自社で個人番号を扱わないよう収集管理を委託している場合、送付先はどこになるのか。**

特別徴収税額通知の宛先は、可能な限りマイナンバーを取り扱う部署を明記することが望ましいが、把握できない場合においては、市区町村において適切に判断していただくことになる。

なお、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」のうち、「(別添)特定個人情報に関する安全管理措置」に基づき、事業者は、適切な安全管理措置を講じる必要がある。

**(5)記載しない自治体に対して、総務省としてどういう対応をとるのか。**

(1)で述べたとおり、地方税法施行規則に定める様式により、市区町村は特別徴収義務者に対し、マイナンバーを記載した特別徴収税額通知を送付することとしており、総務省としては、今後とも、市区町村において法令に基づき同通知にマイナンバーを記載するよう周知徹底を行っていく。

**(6)個人番号を通知する理由は、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号が共有され公平・公正な課税や事務の効率化が期待されるためとしているが、具体的にどのように公平公正な課税や事務の効率化になるのか。**

個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報の利用目的を特定し、かつそれを本人に通知又は公表している場合、当該利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができ、例えば、特別徴収税額通知により取得した従業員のマイナンバーを、翌年度の給与支払報告書に記載することも可能であるため、公平・公正な課税や事務の効率化に資するものとする。